



消防団協力事業所に優遇措置を行います

長野県危機管理部消防課

消防団員の減少や、いわゆるサラリーマン団員の増加に伴い、地域における消防力の低下が危惧されています。そこで、県は、消防団が活動しやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、消防団活動に協力している事業所を様々な優遇措置で支援します。

1 消防団活動協力事業所応援減税

減税制度は長野県・静岡県・岐阜県のみ

〔H19年4月1日施行、H21年4月、H24年4月、H27年4月、H30年4月及びR3年4月一部改正〕

対 象	税 目	対象事業税	減 税 額
法 人	法人事業税	平成 27 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に係る事業税	税額の 2 分の 1 (減税限度額 10 万円)
個人事業主	個人事業税	平成 22 年度分から令和 6 年度分までの事業税	

◆ 減税措置を受けるためには、以下の要件をすべて満たしていただく必要があります。

- ① 県内に所在するすべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」に基づく消防団協力事業所に認定されていること。
- ② 県内の事業所等において消防団員が下記の人数以上であること。
資本金 3,000 万円以下の法人又は個人事業主: 2 人
資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人: 3 人
資本金 1 億円超の法人: 5 人
- ③ 県内に所在するすべての事業所等が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載していること。

※平成 27 年 3 月 31 日以前を開始事業年度とする事業税は改正前の制度が適用になります。

2 建設工事等入札参加資格での優遇

長野県建設工事等入札参加資格の「新客観点数」において、地域貢献等の項目で消防団協力事業所表示制度の認定企業に 10 点加点します。

また、消防団協力事業所知事表彰受賞企業には更に 5 点加点します。

3 森林整備業務の総合評価落札方式での優遇

森林整備業務総合評価落札方式における「社会貢献」の項目で消防団協力事業所表示制度の認定企業に価格以外の評価点 1 点を加点します。

4 物件の買入れ等の競争入札参加資格での優遇

追加審査項目の「社会貢献」の項目で消防団協力事業所表示制度の認定企業に 2 点を加点します。

5 中小企業振興資金における貸付利率の優遇

消防団協力事業所表示制度の認定企業の場合、「しあわせ信州創造枠」として中小企業振興資金の各枠の貸付利率を 0.2% 引き下げます。

◎消防団員の確保や消防団活動へ特に深い理解と協力を行っている事業所には知事表彰を実施しています。